

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2020年2月12日
【四半期会計期間】	第81期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
【会社名】	株式会社エスライン
【英訳名】	S LINE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 山口嘉彦
【本店の所在の場所】	岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地
【電話番号】	(058)245-3131
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 村瀬博三
【最寄りの連絡場所】	岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地
【電話番号】	(058)245-3131
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 村瀬博三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第80期 第3四半期 連結累計期間	第81期 第3四半期 連結累計期間	第80期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年12月31日	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
営業収益 (百万円)	37,486	37,461	49,136
経常利益 (百万円)	1,637	926	1,756
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	826	510	969
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	951	534	1,191
純資産額 (百万円)	20,868	21,189	21,108
総資産額 (百万円)	37,158	36,857	36,678
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	74.87	46.55	87.88
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	56.16	57.49	57.55

回次	第80期 第3四半期 連結会計期間	第81期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	23.12	18.38

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 「営業収益」には、消費税等は含まれておりません。
- 3 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
- 4 「1株当たり四半期(当期)純利益」の算定にあたり、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用環境の改善や堅調な企業業績を背景に、景気は緩やかな回復基調にあるものの、消費増税による消費マインドの冷え込み懸念や長期化する米中間および日韓間の経済摩擦や中東情勢の緊迫化が世界経済へ与える影響等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要な事業であります物流関連業界におきましては、ドライバーを中心とした労働力不足を補完するための備車費や外部委託費の増加、原油価格の不安定な状況が懸念される等、当社グループを取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループでは、本年度を初年度とする中期経営計画（スローガン：「エスラインブランドの価値向上 “Think next Value”」）の経営目標の達成と企業価値の向上に向けて、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、営業収益374億61百万円（前年同期比0.1%減）、営業利益8億59百万円（前年同期比45.7%減）、経常利益9億26百万円（前年同期比43.4%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益5億10百万円（前年同期比38.2%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

【物流関連事業】

物流関連事業の主な事業収益は、貨物自動車運送事業、倉庫業、自動車整備事業、情報処理サービス業、損害保険代理業等があります。

トラックによる企業間輸送を主とする輸送サービス部門では、運賃改定や諸料金の収受に向けた営業活動を引き続き進めるとともに、新規取引先の開拓にも取り組んでまいりました。その結果、運賃単価は上昇傾向にあるものの、大型連休が長期化したことによる営業日数の減少や当第3四半期におきましては、暖冬や消費増税による消費マインドの冷え込み等の影響もあり、今期の貨物輸送量は前年を大きく下回る結果となり、減収となりました。

商品保管や物流加工を行う物流サービス部門では、飲料、自動車関連部品、一般雑貨商品、夏冬タイヤの保管業務に加え、昨年5月に新築した㈱エスライン郡上の移動ラック式定温管理倉庫での医薬部外品の保管業務や、昨年10月に新築した㈱エスラインギフの飲料保管自動倉庫での保管業務が稼働し、増収に寄与いたしました。この飲料保管自動倉庫は「自動ラックシステム」を導入した中部地区最大級の規模で、「省人化」と「安全」を追求した最先端の物流倉庫であります。しかしながら、当第3四半期に入り、主に量販店向け衣料品関連商品の加工業務の減少等により、加工収入が減収となり、計画していた収入には至りませんでした。

大型貨物の個人宅配や引越しを行うホームサービス部門では、お取引のある家電量販店様の洗濯機・冷蔵庫といった白物家電の販売好調に加え、消費増税前の駆け込み需要による販売増加もあり、配送および設置業務が大幅に増加しましたが、昨年11月以降は増税前の駆け込み需要の反動を受け、家電量販店の販売は減少し、配送・設置業務も減少したことにより、当第3四半期の家電収入は減収となりました。

また、引越しサービスについては、「スワロー引越便」のPR活動の効果や、これまでの引越実績の評価等により、特に法人関係の引越受注が増加しました。これらの結果、ホームサービス部門は増収となりました。

以上の結果、物流関連事業全体では、わずかながら減収となりました。

一方、利益面では、貨物輸送量が減少したものの、慢性的な労働力、特にドライバー不足や、休日の配送業務に対応するための備車費・外部委託費が増加したことにより減益となりました。

この結果、物流関連事業の営業収益は368億28百万円（前年同期比0.1%減）、セグメント利益（営業利益）は11億2百万円（前年同期比40.1%減）となりました。

【不動産関連事業】

不動産関連事業におきましては、当社グループ各社にて保有している不動産の有効活用を図るために、外部への賃貸事業を営んでまいりました。昨年6月より㈱エスラインギフの旧西淀川支店（大阪市西淀川区）の跡地の賃貸や、一部賃貸物件の賃料を改定したことにより、増収となりました。

この結果、不動産関連事業の営業収益は3億74百万円（前年同期比7.2%増）、セグメント利益（営業利益）は1億79百万円（前年同期比4.4%増）となりました。

[その他]

その他事業におきましては、旅客自動車運送事業および売電事業を営んでおります。旅客自動車運送事業におきましては、岐阜市内の高校や近隣の大学の通学バスや冠婚葬祭時の送迎バス等、地元に着した運行業務に取り組んでまいりました。

また、売電事業におきましては、(株)エスラインギフの名古屋第1・第2センター、豊橋支店、豊田支店、豊田センターおよび(株)スリーエス物流の本社第1センターの計6か所で発電を行っております。(総発電量1,333.96kW)

この結果、その他事業の営業収益は2億58百万円(前年同期比4.4%減)、セグメント利益(営業利益)は49百万円(前年同期比2.3%減)となりました。

財政状態につきましては、当第3四半期連結会計期間末の連結資産合計は368億57百万円となり、前連結会計年度末比1億78百万円増加しております。この主な要因は、有形固定資産の増加と現金及び預金の減少によるものであります。

また、連結負債合計は156億67百万円となり、前連結会計年度末比97百万円増加しております。この主な要因は、借入金の増加によるものであります。

連結純資産合計は211億89百万円となり、前連結会計年度末比80百万円増加しております。この主な要因は、利益剰余金の増加によるものであります。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、経営の基本理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値の源を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続して確保し向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社株式の自由な売買は株主の皆様には保障された当然の権利であり、また、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであります。

また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案またはこれに類似する行為がなされた場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではなく、これに必ずしも資するか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要かつ十分な情報や時間を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2017年6月29日開催の第78期定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして導入してまいりました、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」について、従前のプランの一部内容の修正を行い、継続(以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。)することについて、株主の皆様にご承認をいただいております。

本プランの概要は以下のとおりです。

(イ) 当社株式の大規模買付行為等

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

(ロ) 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、取締役会に対し事前に、大規模買付者による意向表明書（大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含み、所定の内容を日本語で記載した文書）を提出したうえで、所定の必要かつ十分な情報を提供（情報が十分でない場合は追加情報を提出、なお、追加的に情報提出を求める場合の期限を、最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とする）し、取締役会による一定の評価期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）または株主検討期間を設ける場合には、取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に、大規模買付行為を開始するというものです。

(ハ) 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、対抗措置をとることがあります。

(ニ) 対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度および手続

対抗措置を講ずるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。

対抗措置をとる場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとします。

(ホ) 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、2020年6月30日までに開催予定の当社第81期定時株主総会終結の時までとなっております。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みであり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(a)買収防衛策に関する指針の要件を充足していることおよび経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および金融商品取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっていること (b)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること (c)株主総会での承認により発効しており、株主意を反映するものであること (d)独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を尊重するものであること (e)デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,847,000
計	40,847,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,095,203	11,095,203	東京証券取引所 名古屋証券取引所 (各市場第一部)	単元株式数は100株 であります
計	11,095,203	11,095,203	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年10月1日～ 2019年12月31日	-	11,095	-	2,237	-	2,299

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2019年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 191,300	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 10,884,600	108,846	-
単元未満株式	普通株式 19,303	-	-
発行済株式総数	11,095,203	-	-
総株主の議決権	-	108,846	-

(注) 1 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式49株が含まれております。

2 「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式給付信託（B B T）制度に関する資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する株式が61,900株（議決権619個）含まれております。

【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エスライン	岐阜県羽島郡岐南町 平成四丁目68番地	191,300	-	191,300	1.72
計	-	191,300	-	191,300	1.72

(注) 上記自己株式には、株式給付信託（B B T）制度に関する資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する株式61,900株は、上記自己株式に含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,740	3,455
受取手形及び営業未収入金	2,603	2,603
貯蔵品	92	90
その他	600	760
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	11,464	10,343
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	8,581	9,704
機械装置及び運搬具(純額)	2,162	2,531
土地	10,813	10,923
リース資産(純額)	129	131
建設仮勘定	822	574
その他(純額)	175	172
有形固定資産合計	22,685	24,039
無形固定資産	97	116
投資その他の資産		
投資有価証券	1,354	1,365
退職給付に係る資産	52	52
繰延税金資産	158	155
その他	873	794
貸倒引当金	8	9
投資その他の資産合計	2,430	2,357
固定資産合計	25,214	26,513
資産合計	36,678	36,857

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	2,525	2,537
短期借入金	330	320
1年内返済予定の長期借入金	1,052	1,271
未払法人税等	340	95
賞与引当金	477	155
役員賞与引当金	46	26
設備関係支払手形	4	-
その他	902	1,245
流動負債合計	8,409	8,489
固定負債		
長期借入金	2,040	2,109
繰延税金負債	1,352	1,356
役員退職慰労引当金	108	74
役員株式給付引当金	24	36
退職給付に係る負債	2,797	2,766
資産除去債務	498	501
その他	337	333
固定負債合計	7,160	7,178
負債合計	15,570	15,667
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,237	2,237
資本剰余金	2,946	2,946
利益剰余金	15,746	15,969
自己株式	77	243
株主資本合計	20,853	20,911
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	378	391
退職給付に係る調整累計額	123	112
その他の包括利益累計額合計	254	278
純資産合計	21,108	21,189
負債純資産合計	36,678	36,857

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
営業収益	37,486	37,461
営業原価	34,602	35,318
営業総利益	2,883	2,142
販売費及び一般管理費	1,300	1,282
営業利益	1,583	859
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	26	26
受取賃貸料	20	20
その他	34	40
営業外収益合計	80	88
営業外費用		
支払利息	6	6
売上割引	2	2
債権売却損	12	12
持分法による投資損失	5	0
その他	0	0
営業外費用合計	27	21
経常利益	1,637	926
特別利益		
固定資産売却益	22	26
その他	0	0
特別利益合計	22	26
特別損失		
固定資産除売却損	50	138
投資有価証券評価損	200	-
減損損失	-	8
特別損失合計	250	146
税金等調整前四半期純利益	1,409	806
法人税等	583	295
四半期純利益	826	510
親会社株主に帰属する四半期純利益	826	510

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
四半期純利益	826	510
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	104	12
退職給付に係る調整額	21	10
その他の包括利益合計	125	23
四半期包括利益	951	534
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	951	534

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2019年 3月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
受取手形裏書譲渡高	7百万円	12百万円

2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年 3月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
受取手形	86百万円	83百万円
支払手形	32百万円	26百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 3 四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第 3 四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は次のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 2018年 4月 1 日 至 2018年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 2019年 4月 1 日 至 2019年12月31日)
減価償却費	1,240百万円	1,329百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	188	17	2018年3月31日	2018年6月29日	利益剰余金

- (注) 1 2018年6月28日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、記念配当2円を含んでおります。
2 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する、当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	199	18	2019年3月31日	2019年6月28日	利益剰余金
2019年11月7日 取締役会	普通株式	87	8	2019年9月30日	2019年12月9日	利益剰余金

- (注) 1 2019年6月27日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する、当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。
2 2019年11月7日取締役会の決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する、当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの営業収益及び利益の金額に関する情報

前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	物流関連 事業	不動産関連 事業	計				
営業収益							
外部顧客への営業収益	36,867	348	37,215	270	37,486	-	37,486
セグメント間の内部営業収益又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	36,867	348	37,215	270	37,486	-	37,486
セグメント利益	1,840	172	2,012	50	2,063	479	1,583

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、バス事業、売電事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 479百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社および㈱エスラインギフの総務部門等管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	物流関連 事業	不動産関連 事業	計				
営業収益							
外部顧客への営業収益	36,828	374	37,202	258	37,461	-	37,461
セグメント間の内部営業収益又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	36,828	374	37,202	258	37,461	-	37,461
セグメント利益	1,102	179	1,281	49	1,331	471	859

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、バス事業、売電事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 471百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社および㈱エスラインギフの総務部門等管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 2018年 4 月 1 日 至 2018年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年12月31日)
1 株当たり四半期純利益	74円87銭	46円55銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	826	510
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益 (百万円)	826	510
普通株式の期中平均株式数 (千株)	11,031	10,965

- (注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
2 1 株当たり四半期純利益の算定にあたり、株式給付信託 (B B T) が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
なお、株式給付信託 (B B T) が保有する当社株式の期中平均株式数は、前第 3 四半期連結累計期間63千株、当第 3 四半期連結累計期間62千株であります。

2 【その他】

2019年11月 7 日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- 1 配当金の総額.....87百万円
- 2 1 株当たりの金額..... 8 円00銭
- 3 支払請求の効力発生日および支払開始日.....2019年12月 9 日

(注) 2019年 9 月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月12日

株式会社エスライン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 谷 浩 二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスラインの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エスライン及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。